

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のアンダーラインの部分は、前回(第4回)審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について (土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。)

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-1	和泉川周辺の環境保全措置のスライド 11 ページで浸透水が湧水となっていますが、元々こういう仕組みになっているのですか。 [3/27 審査会]	現況おおむねこうなっています。中央部分に自然石護岸と書いていますが、この部分を注意して設計施工をしていきたいという趣旨で書いています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		現状で雨水等がこの中央に流れ込んでいる現状だと思いますが、ホトケドジョウの生息環境として整備されるので、枯れてしまうと意味がないかと思いました。一年中、水が浸透水として流れ込んで確保できているのか教えてほしいです。 [3/27 審査会]	ホトケドジョウの区域の部分について、ほぼ一年中水は流れている状況です。それより上流になると、例えば、本当の源頭部の部分については一時期水が枯れている状況も見受けられます。 [3/27 審査会]	
	A-2-1	調整池 4 のスライド 12 ページの B-B 間の図で、木や草が書いてありますが、これが全部浸水するというイメージですか。 [3/27 審査会]	調整池 4 の範囲は、ハイウォーターレベルを記載しており、基本的には草地部分については全部水が溜まる可能性があります。樹木の全てが水の中に入るとは想定していません。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
	A-3-1	調整池 4 の水域は止水環境が維持されるような調整池ですか。それとも、調整池内は完全に乾燥する可能性もあるのですか。 あえて溜めるような設えにはされないのですか。 [3/27 審査会]	常に水がたくさん流れているところではないので、調整池としては乾燥することもあると予想しています。 溜めるような設えではなく、大雨のときにハイウォーターまで水が溜まってオーバーフローした水と管径を絞った流量が下に流れることを予想しています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		生物多様性の観点からは多段式にするなどして、一部止水域が残るようにした方が多様な環境を作りやすいです。維持管理上も草が繁茂しすぎないことになるかと思えます。 [3/27 審査会]	調整池の設えは、現在区画事業と一緒に、有識者にもヒアリング等しながら詳細を検討しています。公園計画に反映できるようになりましたら、説明したいと思えます。 [3/27 審査会]	補足資料 9 で説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-3-2	水路の陸地化の対策をどう考えていますか。復元的に湿性草地を維持するには、そのための管理も必要だと思います。一時的な絶滅危惧種の代替移植地周辺なども含め、湿地として維持し続ける、投資をするエリアを決めた方がいいと思いました。 生態的な管理として、タコノアシみたいな湿地の攪乱依存種は攪乱がないと恐らく維持できなくなります。そうした時に、どのような攪乱を検討されていますか。 [5/25 審査会]	プランを検討中です。具体的な整備の中身が決まったら、攪乱の話も含めて適切な維持管理をしていきたいと考えています。 [5/25 審査会]	説明済 [5/25 審査会]
		湿性の環境や草地は、その環境を作って終わりではなくて、その環境をどうやって維持していくのかという部分をしっかり計画を立ててほしいです。 [5/25 審査会]	—	
	A-3-3	支流2で、水が伏流水で冬になると書いてあります。植生する樹木の種類によっては水の吸い上げ量が多すぎて沢を枯らしてしまうこともあるので、専門の方にしっかり確認して、水を余り吸い上げないような種類も検討してほしいです。 [5/25 審査会]	—	—
	A-3-4	調整池に水を溜める構造とした場合、気温の影響で水温の変動が大きくなるなど水温、水質が現状から変化する可能性があるというのは、下流に向けて質が落ちた水が流れるから良くないという意味でしょうか。 [5/25 審査会]	この地域は、伏流水からの湧水環境です。下流部含めて湧水環境の関係になるので、その観点からこのような記載にしました。 [5/25 審査会]	補足資料 29 で 本日説明
		水を溜めてはいけないという捉え方に見えます。水を溜めると水温が上がるのがなぜ悪いのか聞きたいです。 公園整備の大きな環境を改変していく中で、ミティゲーションとしてより良い環境を作る部分もすごく重要です。現状は湧水だから湧水以外は入れませんというような話でいいのでしょうか。 [5/25 審査会]	豪雨があれば水が溜まる構造にはなっていますが、堰を造って日頃から溜めるとなると、元々湧水量が少ない地域になるので、滞留時間が非常に長くなることから、大きく水質、水環境の変化が生じるのではないかとといった観点から記載しました。 [5/25 審査会]	
		水環境が悪化することが悪いという意味は、その水が流れて下流の生物に影響するかもしれないということですか。 [5/25 審査会]	そうです。水温がこれまでは15～20℃ぐらいのものがかなり上がってしまうと、水辺の生物にも影響があると考えています。 [5/25 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-3-4	水を枯らさないのは一つのポイントです。水温が上がることで下流に影響が出るとか、ホトケドジョウの生息場所に影響が出るとかであれば、シミュレーションができないかというのが提案です。その上で水が溜められるのであれば、水は溜めてほしいというのがお願いです。水を溜めるような攪乱をしないと生き残れない生物もいますので、そういう部分は検討してほしいです。 [5/25 審査会]	湧水が主のエリアで流量は非常に小さいことが確認されています。容量の大きい貯水池を造ってしまうと、水温であったり、水が止まったままになり死に水っぽくなって水質自体の悪化等も考えられます。現状は、現況の湧水量に適した現況に近い形での調整池の設えを考えています。 [5/25 審査会]	補足資料 29 で 本日説明
		オリフィス付近に小規模な止水域を造るとありますが、支流の本川とは離れたところに造るのですか。支流にこれが連結していると矛盾します。 [5/25 審査会]	下流部に、ホトケドジョウの生息環境として、一部を止水して常に水が溜まるような場所も造る計画で考えています。 [5/25 審査会]	
		オリフィス付近は1年中、水が確保できるのですか。支流2は水が枯れるけれど、それとは別に枯れない場所があり、それを使って止水域は確保するという提案ですか。 [5/25 審査会]	はい。そのような形で検討したいと思っています。 [5/25 審査会]	
		オリフィス付近にどれくらいの面積の止水域ができそうな予測か分かりますか。 [5/25 審査会]	現状まだ分からない状況です。 [5/25 審査会]	
		止水域の面積とか、いろんなことをシミュレーションしないと、湿性の環境をどうやって維持するのかという検討もできないと思うので、いろいろ検討して資料を作っていたきたいです。 [5/25 審査会]	—	
		どこまでシミュレーションについて対応いただけるのか事務局と相談して回答を示してください。 [5/25 審査会]	検討します。 [5/25 審査会]	
	A-4-1	ガーデン3、4は園芸種を主体とした植栽環境づくりが書かれていますが、現況の既存植生である高茎乾性草地は里地の草地の構成種だと思います。園芸種に置き換えるとガーデン的な環境になり、生態的管理とは違った方向に植生群落を導いていくような形になっていきます。もう少し在来種や表土保全を含めた草地群落の形成について考慮することが大事だと思います。在来種はできれば由来も確認したり、園芸博の間もその区間だけは元の個体群が残っている環境を残すなどの取組が大事だと思います。 [3/27 審査会]	準備書の緑地の詳細については、検討段階で方向性を示しました。先生のおっしゃることはもっともだと思いますので、その部分が文章としてまだ表現しきれていなかったり、選定する種に反映ができていない部分が多々あることかと思っています。今後詳細に検討していく中で、説明をしたいと思っています。 [3/27 審査会]	補足資料 10 で 説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-4-1	準備書でそういった配慮を明確にすることが大事なので、補足をしてほしいです。 [3/27 審査会]	—	補足資料 10 で説明済 [5/25 審査会]
	A-4-2	ガーデン 3 は伝統的な園芸植物と日本の自生種、郷土種を主体とした、本来の里山的なものを想定されていると思いますが、里山的な景観の林縁にアジサイを並べて植えることがよくあります。ガーデン 3 の中央部分は、比較的自然状態に近い、本当に生物多様性を守るような所なので、そこの連続性も少し注意していただければと思います。 [5/25 審査会]	注意すべき点として承って今後の検討に活用します。 [5/25 審査会]	説明済 [5/25 審査会]
	A-5-1	区画事業と本事業が連動的に行われている説明がありましたが、園芸博との関係がほとんど触れられていないです。園芸博の事業計画とも協調しながら進めてもらえるものと期待します。気になるのは、園芸博の計画が今修正されていて、敷地内の道路計画も本事業とは違うので、どこまで造り直しになるかが分かりません。区画事業と本事業で協働しながら進めている中で、園芸博で一度壊されてしまうと元も子もないと心配です。 [3/27 審査会]	基本的には園芸博の会場計画と公園計画と合致する部分について、本事業として整備を予定しているところですが、合致しない部分については園芸博が仮設で整備していくと現状では認識していません。今後更に博覧会協会の会場計画と我々の公園計画とを綿密に調整を進めていきたいと考えています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		園芸博は一時的なものなので、将来的な住環境や生物多様性の問題は本事業で実現しなければならないです。区画事業と本事業で協議を踏まえながら綿密に計画していたものがなし崩しにならないように、この生物多様性の保全に向けての努力が損なわれないように、博覧会協会にも協議をしてもらい、事業ありきのようにならないように、適宜進めてほしいと思います。 [3/27 審査会]	—	
	A-6-1	水まわりの保全に関して、工事のタイミングが重要だということが資料編の専門家のコメントに挙がっています。その辺のスケジュール感も園芸博と絡めて考えているのか確認させてほしいです。 [3/27 審査会]	我々も有識者にヒアリング等しています。その中で時期についても園芸博前に希少種を移すのがいいか、どこかで退避させておいて段階的に現地に復帰させていくのがいいかというような御意見等を頂戴しているところです。もう少し検討し、示せる段階になったら説明をしたいと思っています。 [3/27 審査会]	補足資料 14 で説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-6-2	保全対象種の移設・移植時期で、順応的とはどのようなことを指しているのか、代替植生地をどこに取ろうとしているのか、人為的攪乱などの生態系のための管理のサイトを水辺、特に水路周りでどのように考えているか、3点に関して是非教えていただきたいです。 [5/25 審査会]	—	補足資料 30 で 本日説明
	A-6-3	表 14-1 の移設・移植する種の中に、1年の中で卵から成虫になる種類がたくさん入っています。飛翔性があるトンボ類を近隣の池に捕まえて持って行くことが本当に必要なのかも含めて、どういう移植を考えているのか教えていただきたいです。 [5/25 審査会]	トンボ等の移動できるものは、確保してというようなことは現状まだ検討していません。 [5/25 審査会]	補足資料 30 で 本日説明
		移植する方法、できるのかできないのかも含めて検討した上で表を作った方がいいと思います。移動性のある種をどうやって移設という概念で縛るのか、それが適切にできるのかも含めて、保全対象種を括っていただきたいです。 [5/25 審査会]	検討します。 [5/25 審査会]	
		移植・移設の方法、規模、あるいはどういう場所で確保して行うのですか。草地の復元はどんなふうにしてやるのか、在来種を残して復元するのも加えて説明していただきたいです。 ホトケドジョウはその生息環境があって、それが保全されないと生きられないのではないかと思います。底生生物、底生植物、水生植物は考慮しなくていいのか、生息環境を含めての保全ではないのですか。 [5/25 審査会]	当然ホトケドジョウが生息できる環境はその場にはないと意味がないと思っていますので、引き続き専門家の意見を聞きながら、その生息環境が確保できるような水路等にしていくよう検討します。 [5/25 審査会]	補足資料 29. 30 で本日説明
		改めて検討して資料等で提示いただくということでお願いします。 [5/25 審査会]	整理して確認します。 [5/25 審査会]	
	A-7-1	スライド 16 ページの駐車場は 1,500 台と 1,000 台のどちらですか。園芸博でも駐車場を造る話があり、そのときにこの駐車場ができていますか。 [3/27 審査会]	駐車場の台数は 1,000 台で計画しています。園芸博として駐車場等を計画していると聞いていますので、公園のこの位置に駐車場が整備されるものではありません。園芸博時には公園の駐車場は未完成です。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-8-1	<p>駐車場を5箇所選定されて、合計で1,000台分確保するとのことですが、この5箇所をこの位置にしている理由を説明してほしいです。 [3/27 審査会]</p>	<p>おおむねのエリアごとに配置される公園施設を見て、どれくらい人が来るかを想定して必要台数を出しています。例えば西地区は野球場やサッカー場ができますが、類似の公園等の来場者数などを基に必要な駐車台数を割り出していることが基本的にあり、各エリアで必要な大きさと、置けるスペースなどを加味して位置を決めています。 [3/27 審査会]</p>	<p>説明済 [3/27 審査会]</p>
	A-9-1	<p>準備書に、新たな交通なるものが前提になっているような記述がありますが、上瀬谷ラインができることを前提にして、駐車場を1,000台確保するという理解でよろしいですか。できなかった時にはどうするのですか。 [3/27 審査会]</p>	<p>新たな交通については、幅広く検討が進められている状況と考えていますが、上瀬谷のまちづくりの中で必要な交通インフラとして考えているというところです。公園の全面供用時には、アクセスとして機能しているものと捉えており、駐車場台数の中に厳密にどのように控除されているかまではまだ検討の段階ですが、新たな交通を見込んだ形で公園の駐車場の配置も考えているところです。 [3/27 審査会]</p>	<p>説明済 [3/27 審査会]</p>
	A-10-1	<p>【審議での指摘事項等】 事業者からの回答の中に、「公園計画による詳細を反映した段階でまた改めて説明する」という回答が何回かありましたが、公園計画がより具体化する段階がいつ頃なのか非常に気になりました。この準備書の手続きの間に説明が受けられるのかどうかを確認してほしいです。できるだけこの審議の中で、御説明いただくのが望ましいです。 [3/27 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 その点についても、事務局から確認をします。 [3/27 審査会]</p>	<p>—</p>

■環境影響評価項目について（土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-1-1	施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量の子測値を、横浜市の温室効果ガスの総排出量と比較されています。横浜市はかなりの排出量なので、例えば公共施設ではこの程度低減が目指されている中で何パーセントだとか、もう少し分かり易い数字で表現することはできますか。教えてください。 [3/27 審査会]	データを確認して、恐らく整理できると思いますので、示したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料 17 で説明済 [5/25 審査会]
	1-2-1	グリーン電力調達制度について、毎年度、どこから電力を調達するかというのは入札をして一番低炭素のものが購入されるという仕組みと理解していいのですか。 [3/27 審査会]	確認したいと思います。 [3/27 審査会] 【事務局が回答】 確かなことは言えませんが、基本的に施設を持っていると、毎年、電力の契約があると思いますので、横浜市の施設につきましては、このグリーン電力調達制度という中で、その何社かから選ぶ形になると思います。詳細は調べないと分かりません。 [3/27 審査会]	補足資料 18 で説明済 [5/25 審査会]
		正確なところを調べて、また後日情報提供してほしいです。 [3/27 審査会]	—	
	1-2-2	グリーン電力調達制度は、横浜市役所が常に一元発注をしているもので、各管理者が契約できるような仕組みではないという理解で合っていますか。 [6/12 審査会]	市が直営で管理している公園は市が契約を、指定管理者に出しているところは指定管理者が契約をしています。 [6/12 審査会]	説明済 [6/12 審査会]
		今回の公園事業はどちらになるのでしょうか。 [6/12 審査会]	まだ検討中で、直営になる可能性も、指定管理者になる可能性もあります。 [6/12 審査会]	
		その場合でも、グリーン電力調達はできるということで理解しました。 [6/12 審査会]	—	
2 生物多様性	2-1-1	環境保全目標として注目すべき種を挙げていますが、こういった注目種は区画事業で保全されると想定してよろしいですか。 [3/27 審査会]	区画事業でも同様に、主体となってそれらの種が保全されるような環境の創出を和泉川と相沢川の周辺に行いますので、保全されるという理解で進めています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		絶滅危惧種に関しても、このベースラインとしては区画事業で保全されている状態ということで大丈夫ですか。 [3/27 審査会]	公園の土地利用状況を勘案して 6 地区に分け、それぞれで確認される注目すべき種を整理して予測を行っています。その結果、網羅的に区画事業で保全措置を創出することと、その周辺についても連続性を考慮した既存樹林地の保存や草地環境の創出を行うという観点を考慮しますと、それらの種は保全されるものであるという評価になっています。 [3/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-1-1	<p>現在の保全措置の重点地域はこの谷戸地域と調整池4の周辺と見受けられますが、保全目標種としてはもう少し広域的に分布しているのではないかと思います。本事業で特に保全すべき環境、例えば林分なり植物群落を特出して、表土保全をそのエリアに関しては行い、園芸博の間もそこは保全サイトにするとか、そういった公園利用の観点から、あるいは公園における保全の観点から提案していくことも重要と思います。そのような植物性の保全サイトは考えていますか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>公園供用時には園路線形を工夫して人がなるべく立ち入らないエリアを造るとか、そもそも利用制限するエリアを造るとか、そういったところも含めて検討しています。どういうエリアをどう設定するのがいいかを今後検討し、もう少しお時間をいただいて、公園計画に反映した段階で説明をしたいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料 11 で説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
		<p>生態系ネットワーク上重要なのは、草地をどう保全できるかだと思います。コアエリアに調整池を位置づけるのであれば、調整池周辺がサブコアエリアで、そこが草地の生態系を保全する補強エリアになっていくというのがイメージしやすいです。</p> <p>北側の拡張エリアは広大な草地があり、生態系ネットワーク上非常に重要なコアにもなり得る、保全し得る環境だと思います。なぜ樹林やスポット的環境をコアとして位置づけたのですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>草地や水辺の環境がある程度確保できる場所を設定しました。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>補足資料 24 で説明済</p> <p>[6/22 審査会]</p>
	2-1-2	<p>注目種等は広い草地を必要とする生き物がいて、猛禽の餌場となる草地があります。重要なインパクトとして草地を位置づけていないと感じました。緑地面積の変化は、45ha の乾生草地が 26.65ha になります。この乾生草地が、園芸種も含むようになると、質的にも非常に変化していくと思います。</p> <p>そもそもの在来種を主体とした乾生草地、高茎草地がどこに残るのが非常に見えません。このネットワークでどのように位置づけていますか。生態系に対するインパクトとしてなぜ草地が上がってこないのが非常に気になっています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>持ち帰って整理したいと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>補足資料 28 で本日説明</p>
		<p>草地の再生方法や規模をもう少し明確に示していただきたいと考えます。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	
		<p>面積や割合は整理していただきますので、次回以降の資料を見た上で議論いただければと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-1-3	生態系ネットワークに関しては、コアエリアが水辺のエコトーンであれば、そこから連続する二次草地や林縁の草地をサブコアエリアとして設定することを図として示さないと、コンセプトとしての生態系保全が見えてこないです。「ネットワーク化し」がどのような質的な環境で担保されているかが非常に見えないです。是非もう少しクリアにしていきたいです。 [6/22 審査会]		補足資料 27 で 本日説明
	2-2-1	—	【事業者から委員への質問事項】 利用制限なり、立ち入り制限なりをするエリアの目的を御示唆いただきたいです。こういったものを保全するために制限をかけるとするのが正しいのか、それとも、多様な自然環境、生物環境を守るために、こういったものが守られるか分からないが利用制限をかけますというのがよるしいのか、どのように考えたら良いですか。 [3/27 審査会]	—
		生態的な管理を目標にしていくことが大事だと思います。人間のための管理ではなく、生物多様性にとっての質を維持や向上するための管理であり、目標環境を前提において、マネジメントをしていくその目標を、生物多様性の保全、向上に置くエリアをきちんと設定することが大事かと思いました。 [3/27 審査会]	—	—
	2-3-1	自然の植生に害があるのは人の踏圧です。しかし、面的に立ち入らないようにするエリアの確保というよりは、例えば歩道を整備して、そこから外へはむやみに入り込まないようにする配慮が必要と思います。人が視認できないような範囲を囲って、そこはもう入れないとまでする必要はないと思います。 [3/27 審査会]	園路から入りこまない工夫はこれから詳細を検討します。物理的に柵等で人が入らないというやり方もあるでしょうし、中低木を園路脇に植栽してそちらに行く雰囲気を作らないやり方もあるかと思しますので、今後どのエリアをどう保全していくかを公園計画に反映でき次第、詳細に説明をしたいと思えます。 [3/27 審査会]	補足資料 12 で 説明済 [5/25 審査会]
	2-3-2	利用制限エリアは、調整池に柵をして近づけないように見えます。全域を柵で囲うことが、最初から必要かは疑問に感じます。お花見はできるけれども、保全するエリアには全く入れないという二極的な線引きになっているように見えます。 [5/25 審査会]	園路を設定し、人の歩く場所を明示しながら、自然の部分への過度な立ち入りはせずとも人の移動は誘導できるような形にしたいと考えています。立ち入りを完全に禁ずるといような検討ではないです。赤線の中も園路を設定して入っていけるような整理にします。 [5/25 審査会]	補足資料 27 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-3-2	<p>学びや体験の要素を確保することは公園の在り方として大事です。利用制限が何なのかをはっきりと書いた方がいいです。逆に、許容するもの、何ができる環境として整備するのも分かるようにしていただきたいです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>承知しました。表記を修正します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>補足資料 27 で 本日説明</p>
	2-4-1	<p>希少種がいるから林を保護するのか、生態系として保護するのかについては、両方だと思います。林自体を守るために立ち入り禁止にして放置すると、荒れてしまうから手を加えなければいけないと思いますし、希少種を表に出して一般の市民に理解を求めることもありだと思います。希少種だけを守ればいいものではないので、生物多様性という意味では希少種を中心にアンブレラにして、生態系の話を確認していかなければいけないと思います。両方並行して検討すればいいかと思いました。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>説明済 [3/27 審査会]</p>
	2-5-1	<p>希少種含めて移植とか、播種するとかはまだ検討中という話が先ほどありました。移植や播種は一年中いつでもできるものではないので、そういう計画があるのであれば、早めに計画を作り、活着率を上げるためにどうすればいいのかも含めて早めに検討しないと、失敗に終わるのではないかと危惧します。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>時期とか、そういったところを含めてしっかりと検討していきたいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—
	2-6-1	<p>湿生群落は里地域では希少だと思いますので、里山的な水田、谷戸周り、あるいはホトケドジョウのいるところはオギ群落もあるので、植生も含めて良好な自然度の高いところを残すのは重要だと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	—
	2-7-1	<p>ある程度現況に近い状態が保てるという予測になっていますが、これを無理に述べられるよりも、どういったことが残せて、どういったことが残せないかということを書かれました方が明確になるのではないかと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	<p>補足資料 13 で 説明済 [5/25 審査会]</p>

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-7-1	<p>現況に近い状態に回復すると予測しますという表現が随所に出てきていて、非常に気になっています。現況どおりには当然ならないわけですが、現況に近い状態というのがどういう状態を想定されているのかの中身をもう少し具体的に示してほしいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	<p>補足資料 13 で説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
	2-7-2	<p>表 13-1(3)にメヒシバ - エノコログサ群落、チガヤ群落、畑地とある中に、注目すべき種としてオオヨシキリとあります。オオヨシキリはオギ群落やヨシとか、丈の高い草地で営巣する鳥なので、入らないのではないかと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	—
		<p>特に重要なのは表 13-1(3)にある樹林が点在する広大な草地域がどのように変わるのかということです。変化する先として乾生草地、芝地、庭園等となっていて、種構成だけではなく環境そのものもだいぶ変化すると見て取れます。特に庭園は非常に大きな変化で、変化の割合を面積として分けてカウントしておかないといけないと思いました。施設の存在時の面積 12.97ha のうちの何 ha か分かりますか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>面積の内訳は提示できると思いますが、現時点では数字は出せる状況にありません。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>補足資料 27 で本日説明</p>
		<p>図 10-1 で黄色に塗られた範囲がガーデンと書いてあります。この面積は庭園等ですか、乾生草地ですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>黄色で塗られているガーデンは乾生草地、ピンクは庭園等として面積を計上しています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
	2-8-1	<p>それは植生として正しいですか。補足資料 10 のガーデンの整備方針にはアジサイ、ユリ、スイセンなどと書いてあるので、庭園等ではないですか。低木類も入ってきているようです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>持ち帰って整理したいと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>桜はサクラ広場だけでなくガーデン 3、4にもかなり植栽される計画で気になっています。環境の変化で草地とした所に桜が点在する、花見の時期以外の時期も桜を主体とした景観、植栽、その下を覆う草地群落となると、先ほどの乾生草地と質が全く違うのではないですか。生態系としてのエリアの中で、どのように桜を使うかは、説明いただいた方がいいと思いました。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-8-1	現況に近い状態に回復する具体的な根拠についてかなり詳細に書かれていますが、本件は区画事業によって基本的に全て改変され、それをミティゲーションするという立ち位置です。どう見ても現況に近い状態に回復するとは思えないです。現況に近づくように努力します程度です。このような書き方でよいのでしょうか。 [5/25 審査会]	再度検討します。 [5/25 審査会]	補足資料 28 で 本日説明
	2-8-2	補足資料 24 の 25 ページの「ムクノキーエノキ群落、スギーヒノキ群落は保全することから、樹林地に生息する生物の生息・生育環境は引き続き維持できるものと考えます」が気になっています。それぞれの植物群落に合わせていろいろな動植物が依存しているので、この2つを守ったから生物の生息・生育環境は引き続き維持できるというのは、訂正した方がいいと思いました。 [6/22 審査会]	修正を検討します。 [6/22 審査会]	補足資料 28 で 本日説明
	2-9-1	園芸博で園芸的な植物が入る範囲に、更に植栽をする必要性がどこにあり、どういった環境が自然の草地にできるかはとても大事なゾーニングです。園芸博由来がどこの範囲に、園芸博で使わなかった自然由来の草地がどの範囲に残せるのかをきちんと示していただきたいです。そうでないと、現況に近い状態に回復するとは言い難いと考えます。 [5/25 審査会]	—	補足資料 24 で 説明済 [6/22 審査会]
	2-9-2	図 24-3 に「園芸博時の草地等を継承し」とあります。こちらで継承する草地のイメージは、どのようなイメージでしょうか。 [6/22 審査会]	青色で示す枠の中で、園芸博時にも草地環境が一部残っていく場所があり、公園時に引き継いでその場所を広げてこの図に示すような環境を作っていく流れを考えています。 [6/22 審査会]	説明済 [6/22 審査会]
		青色の枠の中の草地は、現況をそのまま保全することを優先し、公園においてもさらに残していくエリアと理解してよろしいですか。 [6/22 審査会]	公園の一次整備で現況を残していく部分もあると思っています。園芸博開催時にもそのまま残る部分があるかもしれません。そういう場所があれば、公園時にも引き継いでさらに広げていくことは十分ありうると考えています。 [6/22 審査会]	
		エリアが定まらないのは致し方ないにしても、ここで継承する草地はどのようなイメージか、もう少し具体的に教えていただきたいです。例えば、ガーデン 3、4 の周辺の青い丸の中はガーデンですか、それとも元々の草地保全のエリアですか。 [6/22 審査会]	ガーデンは、草地とは完全に区別しています。ガーデンが残ることを草地と呼んでいるわけではありません。 具体的にこの草地環境をどう作っていくかは、園芸博協会と調整して、次回以降に提示します。 [6/22 審査会]	補足資料 27 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-9-2	<p>先行する公園の準備書で予測結果を残し、それを踏まえて園芸博も検討いただくことが重要と思います。特にガーデン3、4の周りが曖昧で、元々の草地がどれだけ残るのがクリアになっていません。園芸博が固まらない以上、元々の草地を残すエリアをきちんと決めた上で園芸博と一緒に残していかないと、青色の枠の中も結果的にガーデンになってしまうのではないかと思います。というのが私のイメージです。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>本日いただいた御意見を含め、引き続き補足資料を作り、御説明します。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	補足資料 27 で 本日説明
		<p>ガーデン3、4が桜広場になっていくのであれば、きちんと議論しなければいけないところです。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	-	
		<p>事業者は、多々いただいた御指摘を踏まえて、より具体的にイメージできるような表現や図も含めて準備をお願いします。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	-	
	2-10-1	<p>補足資料24の25ページ(1)で、トノサマバッタとかショウリョウバッタモドキとか特定の種が挙げられている環境が何なのかという部分が見えません。どういう草地の話をしているのか、種名をどういう意味合いで使っているのかを教えてくださいたいです。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>当該地域で確認されている注目すべき種に加えて、準備書で整理した生態系の観点から典型的な種、上位性の種を記載しています。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	説明済 [6/22 審査会]
		<p>注目種的なものを挙げているということで了解いたしました。単純にどういうものなのか、何を指しているかが全く見えないので、そういう部分も補足して書いてほしいと思います。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	-	
	2-11-1	<p>補足資料24の30ページに「緑地を継承できるよう、園芸博と調整します」と書いてあります。ガーデン3、4に水辺環境や池を作ると思うのですが、これは継承されるものなのかどうかを確認させてください。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>水辺環境は、区画事業で環境保全措置をとり、それを園芸博時、公園時ともに継承していく考えです。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	説明済 [6/22 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-12-1	<p>補足資料 24 の 26 ページ②のガーデン3、4のところ、風土に馴染む植物をベースに海外から持ってきて、西洋品種や宿根草類等を植えると書いてあります。園芸博では種を絶対残さないというようなことをかなり強く言われていたので、公園では外来性のものを持ってきて植えて維持するのか、その辺の考え方を聞きたいです。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>横浜は園芸文化的なところで、玄関口として植物の輸出入が行われてきました。海外の緑化手法も多様であり、ガーデン4は、一部西洋的なものも入れることは十分見込まれます。緑化の手法も海外で行われているものも取り入れながら作っていきたいところです。具体的な品種を挙げるまでには至っていません。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>説明済 [6/22 審査会]</p>
		<p>きちんと目的があって管理されていれば問題ないと思います。このエリアは都市域なので必ずしも保全が優先されるとは限らないでよろしいかと思えます。</p> <p>未来の都市域における緑環境を市民の主体的な活動で維持する上でも、庭の作り方などに対する積極的な提案ができる場合は、市民から見てもよろしいと思います。緑環境の維持という面からも積極的に評価できると思います。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	—	
		<p>ガーデン4のゾーニングはHWLの高い側に従来の草地を、低い水辺側にガーデンを位置づけています。ガーデンに水が入る環境で、ガーデンの中に安易に海外由来の園芸品種を入れていいかは、慎重に検討する必要があると思います。当然下流への影響を検討した上で、ゾーンをコントロールできることが前提だと思います。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>基本的には、HWL以上にガーデンといわれる植栽を想定しています。HWL以下は、御指摘も踏まえて、なるべく既存のものを生かすという考えが重要と考えています。HWL以上と以下で使い分けを考えています。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>補足資料 27 で 本日説明</p>
		<p>HWLはあくまで水面の位置です。調整池なので、水は流下して集水されます。ガーデンは集水域であることを認識する必要があると思うのです。そう考えると、コントロールすべき植栽はグリーンの範囲に配置されるべきで、結局草地がガーデンになってしまうのではないですか。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	—	
		<p>そこをしっかりと考えて、事業者は、また整理した結果を次回以降にお示しいただくということをお願いします。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	<p>承知しました。</p> <p>[6/22 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-1-1	<p>浸透性の土地の被覆率が、堀谷戸川は52%に減少するが、礫間貯留、スウェル、透水性舗装の施設の整備や緑化で影響を抑えられるという定性的な説明で、本当に影響が少ないと言えるのか疑問があります。</p> <p>堀谷戸川流域は上流側にもあるので、区画事業内の堀谷戸川の流域に対してどれくらい減少するのかも出してください。面積的に考えると52%もいかないのではないかと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料1で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
	3-2-1	<p>本事業区域内に限ると、措置をとることによって減少率をある程度抑えられるということですが、単に施設を造るからではなく、ある程度数値的に押さえられると思います。透水性舗装などの効果を加味して、数値化したものを出してください。そうすれば、堀谷戸川への影響はそれほど多くないことが納得できるような説明になると思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料1で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
		<p>数字を出す方向で検討してほしいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	
	3-2-2	<p>グリーンインフラ施設の効果を可能な範囲で数値化してほしいと前回申し上げたつもりでした。流出係数や平均浸透強度から、施設を設けることによって流出量の減少や地下への浸透量が維持できるということがある程度数値化できるはずです。その上で、整備前の流量が維持される、あるいは地下水に大きな影響を及ぼさないという結論にしていきたいです。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>補足資料19で説明済</p> <p>[6/12 審査会]</p>
	3-2-3	<p>グリーンインフラの具体的な維持管理と説明された効果の定量的評価結果は、評価書に記載していただきたいです。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	<p>承知しました。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	—
	3-3-1	<p>表19-4の単位設計貯留量が貯留水深の25cm分ですが、間隙率は計算に入れなくていいのですか。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	<p>礫間の間隙率0.35で計算したものをこの表の中に入れていきます。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	<p>補足資料25で本日説明</p>
		<p>単位設計貯留量は0.25×0.35にすべきではないですか。通常、雨庭は全部溜まらないので、間隙率分広く取るとか、集水域とのバランスを取るとかしないといけないと思います。表19-5も25cmベースになっています。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3 水循環	3-3-2	<p>流域としての影響は軽減されても、人工物が集水区画の中で広く取られる土地利用においては、グリーンインフラでも許容できない部分はたくさんあると思います。</p> <p>全体としての負荷量がイーブンになるという説明はいいですけども、過度に±0と理解されないようにすることも大事なことだと思います。特に流出が懸念される土地利用、例えば駐車場とかではこれくらいの流出がということも書けると思うので、説明の中でちゃんとフォローされる事が大事ではないかと思っています。 [6/12 審査会]</p>	-	補足資料 25 で 本日説明
		<p>今の御指摘を踏まえて説明のされ方を検討いただくということをお願いしたいと思います。 [6/12 審査会]</p>	<p>承知いたしました。指摘の内容も含めて、記載の修正をかけたいと思います。 [6/12 審査会]</p>	
4 廃棄物・建設発生土				
5 大気質				
6 水質・底質	6-1-1	<p>仮設調整池の位置はどの辺ですか。 [3/27 審査会]</p>	<p>現時点ではまだ詳細が決まっていないので、お示しできない状況です。 [3/27 審査会]</p>	補足資料 7 で 説明済 [5/25 審査会]
		<p>仮設調整池といえども場所は重要ですので、是非入れてください。 [3/27 審査会]</p>	<p>承知しました。 [3/27 審査会]</p>	
	6-2-1	<p>堀谷戸川の仮設調整池からの流出水の SS がかなり除去されています。これを出した根拠ですが、準備書の 6.8-28 ページにある日常的な降雨時の残留率 0.27%とはどうやって求めましたか。 [3/27 審査会]</p>	<p>準備書 6.8-24 ページの予測式に記載しており、中段辺りの P の仮設調整池の出口での土砂の残留率というところで計算しています。 [3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]
		<p>準備書 6.8-27 ページの沈降試験の結果の直線の傾きで求められているのですか。 [3/27 審査会]</p>	<p>グラフの下に記載している近似式を使って、計算して出しています。 [3/27 審査会]</p>	
		<p>この沈降試験は初期 SS 濃度 2,000mg/L でやっていますか。 [3/27 審査会]</p>	<p>そうです。 [3/27 審査会]</p>	
		<p>日常的な降雨時の流出水の SS 濃度が 1.3mg/L で、10mg/L 以下の非常に低いところですよ。10mg/L 以下あたりではあまり除去されず横ばいになってきます。それに 99%の除去率を適用しているわけですが、これは問題かと思っていますので、再検討してほしいです。</p> <p>非常に濃度が低くなると、細かい粒子しか残らないので同じようには沈殿していきません。そこを根拠付けて、評価する必要があると思います。 [3/27 審査会]</p>	<p>分かりました。一度検討します。 [3/27 審査会]</p>	補足資料 2 で 説明済 [4/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-2-2	<p>私が前回申し上げたのは、べき曲線の決定係数が高いので、このべき曲線式でSSを出してみたらいかがですかというつもりでした。</p> <p>私が試算したら、和泉川の場合は放流河川下流部のSS濃度が約41mg/Lになり、現況よりも悪化します。そうすると、これに対処する対策を考えなければいけないこととなります。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>初期濃度が 2,000mg/L ではなく、集水域で発生するSS濃度ということで、和泉川については765.4mg/Lを初期濃度として設定しています。近似式に滞留時間を入れて出た数字と初期濃度 2000mg/L から除去率を算出して、集水区域で発生するSS濃度にかけて予測値を出しています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>補足資料8で説明済 [5/25 審査会]</p>
		<p>問題はこの残留率の2.22%です。98%除去されるのが問題なのです。今回の場合は、図2-1の直線式を適用できるかは非常に疑問です。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>土砂にはいろんな粒子のものが含まれていて100分の間にはかなり大きなサイズの粒子が、1000分の間ではある程度大きなものが、1000分を超えるとシルト粘土分が懸濁状態になり時間をかけても落ちない現象になっています。10mg/L まではある程度一定の速度で沈下していくので、この直線式に当てはめることはそれほど問題ではないと考えています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	
		<p>SS濃度が下がってくると、なかなか落ちなくなるはずですが、べき曲線をそのまま使ってやる方法もあるので、それをやってみてください。それで、合流後の水質がどうなるかも評価の中に入れてほしいと思います。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>式に滞留時間444分を代入した値は初期濃度が2,000mg/Lの予測結果になるので、値としては大きくなります。実際の初期濃度は765.4mg/Lになりますので、除去率で補正して算定しています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	
		<p>お互いに十分に正確に理解しきれてないところもあるようなので、事務局と後で細部を詰めてください。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	—	
		<p>造成緑地の発生SSが200mg/Lですが、国総研の植生効果は一例であり、植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状など諸条件によって異なります。また、一般的に植生通過後の土壌粒子は裸地流出後の土壌粒子より粒径が小さいと考えられ、沈殿池での除去率は植生通過後の方が裸地流出土壌より低いと言えます。これらから、予測の不確実性が否めないため、何らかの対応が必要と思われるため、現予測の不確実性を補い、環境保全措置の効果を高めるために事後調査を実施し、その際は区画事業の事後調査結果を活用し、具体的な調査計画を立てるといった対応が必要です。</p> <p>[4/27 審査会後の送付意見]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-2-3	<p>補足資料に(2)事後調査という説明が加わっていますが、評価書もこのままで出るのでですか。 [5/25 審査会]</p>	<p>表を載せたいと思っています。 [5/25 審査会]</p>	<p>説明済 [5/25 審査会]</p>
		<p>区画事業の事後調査の結果を見て、環境保全措置をさらに強化する、徹底的にしっかりとやっていたきたいと思います。例えば工事中にSS濃度が高くなってきた場合は、養生シートでSSの流出を防ぐといった緊急対応も是非考えていただきたいです。 [5/25 審査会]</p>	<p>区画事業の事後調査結果等も情報収集しながら、適切な対応を取っていきたいと思っています。 [5/25 審査会]</p>	
		<p>評価書において、事後調査によって対応が必要となったときは、その対応措置を強化すると明記すべきと考えます。 事業を実施する上で、そうしたことをきちんと書き込むというのが、住民の安心に繋がります。 [5/25 審査会]</p>	<p>区画事業と調整しながら書き方等について検討します。 [5/25 審査会]</p>	
8 騒音	8-1-1	<p>準備書の現況調査結果を見ると、例えば地点4は平日64デシベルで、それに対して工事用車両の走行による予測結果は69.8デシベルと5デシベル上がり、辛うじて環境基準は満たしていますが増加量は大きいと思います。それに対して「現在の状況から生活環境に著しい影響を及ぼさない」との環境保全目標が達成されていると評価されていますが、その「現在」がどこなのかを確認したいです。 [3/27 審査会]</p>	<p>地点4は将来のこの予測時点では道路の構造が変わりますので、予測した値をそのまま使っています。他の地点1～3は予測で出した値に対して現地調査結果の値で補正しているのですが、地点4だけは補正を行わず、予測値をそのまま記載しています。 [3/27 審査会]</p>	<p>補足資料5で説明済 [4/27 審査会]</p>
		<p>現況としているのは、現在というか、何かする前の状況で測定をした時点での状況ではなくて、そこが理解しにくいです。 [3/27 審査会]</p>	<p>工事用車両が走行する時点において、工場用車両が走行するかしないかということで評価しています。 [3/27 審査会]</p>	
		<p>その現在の状況というのは、工事用車両が走行しないときの予測結果と考えるのですか。 [3/27 審査会]</p>	<p>はい。 [3/27 審査会]</p>	
		<p>少し、考えてみます。 [3/27 審査会]</p>	<p>—</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音	8-1-2	地点4の評価は、現在の状況は現地調査時点と書かれているので、著しい影響が生じているという結果が出ているのが実際だと思います。この事業の影響ではないことは説明していただければ理解できることですが、現在の状況から著しい影響を及ぼさないという目標が達成されていると簡単に書かれているところは疑問を感じるので、この点はこの説明が必要だと思います。 [4/27 審査会]	—	補足資料5で説明済 [4/27 審査会]
	8-2-1	来園車両等の走行による予測結果も、地点4が現況の64デシベルに対して70デシベルになり、地点7も平日60デシベルと環境基準に適合していた場所が、本事業によって64.6デシベルという値が出ています。それに対して、「生活環境に著しい影響を及ぼさない」と保全目標が達成されている」と評価しているところに疑問があり、この辺を補足説明いただきたいです。 [3/27 審査会]	来園車両の予測は、来園車両が仮にない場合でも、将来においては増えてしまうところがあり、それに対して来園車両がどれくらいのインパクトを生じるのか、そういう観点で予測評価をしています。 [3/27 審査会]	補足資料6で説明済 [4/27 審査会]
		先ほどの交通量の話と同じで、何によって増えているのかがよく見えません。来園車両があってもなくても変わらないという言い分は分かるような気もするが、もう少し分かるように説明してもらえるといいかと思います。 [3/27 審査会]	分かりました。 [3/27 審査会]	
	8-2-2	来園車両の予測で、交通量は現地調査結果と供用時の将来一般交通量で大幅な増加はないと書かれています。平日は大幅な増加はないですが、休日は軽く2倍を超えて増加しています。休日に関してはどう理解すればいいですか。 [4/27 審査会]	説明を補足します。 [4/27 審査会]	補足資料21で説明済 [6/12 審査会]
		今回の修正で正しい内容の記述になったと思います。 [6/12 審査会]	—	
	8-3-1	事務局に聞きますが、地点7は、将来の一般交通量が大幅に増加します。これについて、どこかで予測評価され、市民等に情報提供されるのですか。 [4/27 審査会]	【事務局が回答】 区画事業の際に、令和28年時点での交通量を基に騒音についても議論をした経緯があります。その議論を再度事務局で精査し、次の機会に御報告したいと思います。 [4/27 審査会]	説明済 [5/25 審査会]
	9 振動			

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-1-1	中央地区と東地区の間の横断歩道ですが、駐車場がその上に2箇所あり、この辺りと歩行者との錯綜が気になりました。横断歩道で渡らない人もいるので、乱横断を防ぐために横断歩道の位置以外に横断防止柵を付けるなどの対策を考えていますか。 [3/27 審査会]	公園として、横断防止柵を公園の敷地の中に付けるという発想はまだありませんでした。前面に広い道路ができますので、道路施設として入るかを含めて、今後区画事業と調整して、乱横断の防止を含めて検討したいと思います。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		区画事業と調整してもらえるといいかと思います。 [3/27 審査会]	—	
	17-2-1	スライド 118 ページに来園車両の走行による交通混雑の予測で、増加分がマイナスになっている地点がいくつか見られますが、これはどういう理由によるものですか。 [3/27 審査会]	現況は現地調査結果を示しており、供用時は将来の一般交通量に対して公園の来園車両等を足しています。そのため、増加分が減少になっている地点もあるという結果になっています。 [3/27 審査会]	補足資料3で説明済 [4/27 審査会]
		将来一般交通量が減少する地は、どうして減ってしまうのですか。何か情報はないのですか。例えば、地点3は新しく道ができる場所とも外れているので、他の道路に迂回してこの地点の交通量が減ることも考えにくいかと思います。 [3/27 審査会]	周辺の道路整備ネットワークなども考慮していますので、詳細については確認して、改めて報告したいと思います。 [3/27 審査会]	
	17-2-2	交通量の予測範囲は、補足資料13ページの広域圏の範囲を含むネットワークを対象として予測しているのですか。 [4/27 審査会]	この広域ネットワークを踏まえたものを供用時の値として考えています。 [4/27 審査会]	補足資料3で説明済 [4/27 審査会]
		圏央道や下の方の点線部分が開通しているといった前提ですか。 [4/27 審査会]	そうです。 [4/27 審査会]	
	17-3-1	工事用車両の予測では、飽和交通流率に実測した結果を用いて予測を行っていて、これは良いことだと思います。一方で、来園車両の予測のときに、実測した結果ではなく、基本値と呼ばれる2,000台とか1,800台を使っているように読みましたが、この理由は何ですか。 [3/27 審査会]	将来の交差点構造が、区画事業による道路の拡幅工事によって交差点構造が変わりますので、基本値を使っています。 [3/27 審査会]	補足資料4で説明済 [4/27 審査会]
		新設される交差点や、まだ値が存在しないところに基本値を使うことは理解できますが、全部の交差点で行うと過小推計になるのではと思います。準備書の現地調査の実測結果を見ると、ほとんどの交差点で基本値よりも実測値の方が小さいです。比率を見ると、100%より小さい交差点が多数なので、これを算定値を使って予測をすると、先ほどのような需要率の増加分がマイナスになることが起こる可能性が高いです。この辺りを確認してほしいと思います。 [3/27 審査会]	承知しました。 [3/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-3-2	<p>補足資料 14 ページの最後で、令和 28 年時点では状況が変わるので、実測値ではなく基本値に基づいて算定を行ったという記載になっています。昔の需要率の予測手法だと基本値でしたが、今はマニュアル等も書き換わり、実測を原則とするとなっています。実測をベースに予測を行った結果を最終的な準備書、評価書として残していただきたいと思います。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>今回、テストケースとして、一番影響の大きいような平日で実測値を使った計算を出しました。次回にでも提示したいと思っています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>補足資料 20 で説明済</p> <p>[6/12 審査会]</p>
		—	<p>【事業者から委員への質問事項】</p> <p>再予測の方針として、実測値と算定値のうち小さい方の値を適用していますが、全て実測値を用いる形で再予測を行った方がよろしいですか。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	
		<p>実測を基にするのが大原則と思っています。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	—	
		<p>実測値に基づいた予測をしていただき、大変良いことだと思います。こうした事例が蓄積されることを期待します。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	—	
	17-3-3	<p>いくつかの交差点で需要率が 0.9 を、車線の交通容量比が 1 を上回った対応策として、混雑していないアクセスルートを知るとありました。併せて自家用車の需要を抑制する、あるいは時間の分散を図るような方策を考えていただくことが必要と思います。</p> <p>駐車場の利用は有料でしょうか。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	<p>有料を予定しています。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[6/12 審査会]</p>
		<p>料金設定で時間の分散を図ることも可能です。1 時間単位で設定する、混雑する日や時間は少し高くすることでも十分交通混雑の対策は可能と思います。その辺りを検討していただければ良いと思います。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	<p>駐車場料金等は、規則等で定められているところもあります。周辺の民間の駐車場等への影響も踏まえて料金設定等は考えないといけませんので、御意見は参考にさせていただきます、今後検討を進めたいと思います。</p> <p>[6/12 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-1-1	「対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことから景観に大きな変化はないと予測します。」という文言がどこにも出てきますが、このように画一的に記述されると、周りに木が植わっているから大丈夫と読み取れて、見通しも含めた眺望景観全体の変化の読み取りができないと感じています。眺望景観の質的な変化や、調和が図れるのであればどういった調和になるのかをきちんと示された方が良いと思います。周辺の樹林や農地など景観資源があるので、そういったものとの関係性ももう少し書いてほしいです。 [3/27 審査会]	今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料 22 で 説明済 [6/22 審査会]
	18-1-2	補足資料 22 の図 22-1 の植栽配置に、園芸博の基本計画の図柄と整合が取れていない部分があります。景観の骨格を作る樹木の配置や種類に関する園芸博との関係性にまだリンクしてない部分があると見て取れます。公園が先行しているので、図 22-1 を前提に考えてよいかを伺いたいです。 [6/22 審査会]	園芸博との調整の中で、公園と園芸博計画が重なる部分は公園事業で整備し、重ならない部分は仮設で園芸博が対応する形を想定しています。公園は、園芸博後の二次整備も含めてこの形を作っていくと考えています。 [6/22 審査会]	説明済 [6/22 審査会]
		園芸博は草本群落主体、園芸の植栽環境主体ということで考えると、樹木は公園を前提に考えるということに理解しました。 [6/22 審査会]	二	
	18-1-3	今回の眺望景観の変化に関する分析は、客観的に示していると認識しています。その中で、「緑の連続性は確保され、周辺環境と調和するものと予測します」の「周辺環境と調和する」は、「連続性」とは質的な観点が加わる点で違います。連続性は見通しや囲まれ感に大きな影響も及ぼすのに対して、調和は質的な転換を踏まえる必要があります。草地主体の環境が樹林や並木という環境に変わるときに、周辺環境とどのように調和するかを質的に述べるのが大事です。どのような景観を目指して樹木の配置を検討されているのかが調和という根拠として分かるように示し、文言を検討いただきたいと思います。 [6/22 審査会]	検討します。 [6/22 審査会]	補足資料 26 で 本日説明

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-1	<p>囲繞景観の価値の変化の程度で、自然性、視認性、利用性、固有性、親近性という形で、定性的ながらも客観的に丸、三角をつけており、いい整理の仕方だと思います。</p> <p>人工的土地利用域以外は自然性と固有性は二重丸から二重丸で、高い状態が囲繞景観として維持されるという予測になっていますが、これが調査地点の予測結果とあまりリンクしていないように感じています。特に区画事業があるのに、現在から公園整備後は二重丸で変わらないということは、特徴的な景観がきちんと保全されることが前提になると思います。ふるさと景観のような要素が非常に重要な地域だと思いますので、どのような景観が保全されてこの二重丸から二重丸になるのかという根拠を示してほしいと思いました。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料 15 で説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
		<p>生態系の景観的価値はその土地利用の上に出来上がっている環境が大事で、使われ方がどう変化するのみで評価されるべきものではないです。景観として大きく変わるにも関わらず、大きな変化がないと書かれていて、そこにとっても違和感を感じます。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>地点 18 の茶色で示した土地は区画事業の実施区域で、本事業には含まれない範囲のため、本事業の景観区で評価すると自然性としての景観は大きく変化しないと予測しています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>補足資料 23 で説明済</p> <p>[6/22 審査会]</p>
	18-2-2	<p>現況というのは土地区画整備後ですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>区画事業前ですが、区画事業で造成される範囲は人工的土地利用域には含まれないと考えています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>その理由がよく分らないです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	
		<p>ここもきちんと整理して、改めて説明いただきたいと思います。重要なところですので。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>再度、内部で調整します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		—	<p>【事業者から委員への質問事項】</p> <p>地点 18 の供用時の茶色部分は本事業の区域外であるため、今回の評価の中には含めていなかったのですが、この茶色の部分も含めてどのように見えるかを評価すべきという御指摘でしょうか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>区画事業も囲繞景観の一部なので、区画事業のフィールドが見えているのは全く問題ないです。現況は区画事業の前なので、前の景観の状態が適切に評価されていないのではないかという指摘です。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>承知しました。改めてもう一度整理したいと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-2	自然性のところで現況と変わらないというのはどう見ても違和感があるので、この辺をもう少し適切な表現に変えるべきではないかと思えます。 [5/25 審査会]	記載内容も含め、再度検討します。 [5/25 審査会]	補足資料 23 で 説明済 [6/22 審査会]
	18-2-3	<u>囲繞景観ですが、区画事業との区分をかなり客観的に示していただいたと思います。「現況から」という表現が、区画事業における実施前を指しているのか、後を示しているのか分かりにくくなっているように思えます。現況は区画事業の前と</u> <u>いうことをどこかに明示をされていますか。</u> [6/22 審査会]	<u>定義を追記します。</u> [6/22 審査会]	説明済 [6/22 審査会]
	18-3-1	保全のターゲット、元々の生態系が混乱している感じがします。上瀬谷らしい、日本の原風景という言い回しは、米軍基地がなかった当時にその周辺に広がっていた景観のようなイメージです。区画事業をやった後もこの事業の前段階で、また一種の元々という意味です。時々混乱している印象です。 何を指すのかという理念、ビジョンというのを明確にした方がいいと思いました。 [5/25 審査会]	御意見として承って今後の検討に活用します。 [5/25 審査会]	説明済 [5/25 審査会]
19 触れ合い活動の場	19-1-1	市民の注目が高いのは桜並木のその後ではないかと思っており、委員会など様々な形で検討を進められていると思えます。本事業で桜並木の新たな配置が書かれていますが、もう少し具体的にそこをきちんと保全措置として書くと、本事業でお花見という形での自然との触れ合いの代替を立地まで含めて検討している形で読めると思えますので、できるだけ現状の検討状況を入れ込むと良いと思えます。 [3/27 審査会]	今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料 16 で 説明済 [5/25 審査会]
	19-2-1	環境学習や自然体験の要素が、レクリエーション施設ができることによって拡充されると思えますので、そういった新たな自然との触れ合いの拠点作りのような考え方をもう少し書くことができないかと思いました。民間も活用して、触れ合いの多様化をするので、体験や学習の観点で書ける措置がありましたら、是非充実させていただきたいです。 [3/27 審査会]	今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料 16 で 説明済 [5/25 審査会]